

## 井戸水等の汚水排出量認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市下水道条例施行規程（以下「規程」という。）第6条の4第2項第2号及び第3号の基準の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用に井戸水等と水道水を併せて使用する場合の汚水排出量の認定)

第2条 規程第6条の4第2項第2号の日常生活の用にのみ井戸水等と水道水を併せて使用する場合は、世帯構成人員1人1箇月につき4立方メートルとして算出した水量と水道水の使用水量のいずれか多い水量を汚水排出量と認定する。

(業務用に井戸水等のみを使用する場合の汚水排出量の認定)

第3条 規程第6条の4第2項第3号の日常生活の用以外（以下「業務用」という。）に井戸水等を使用する場合は、揚水計又は流量計により計測した水量を汚水排出量と認定する。ただし、揚水計及び流量計がない場合は、人員、業態、排水設備等の使用状況を考慮し算出した定量を汚水排出量と認定する。

(業務用に井戸水等と水道水を併せて使用する場合の汚水排出量の認定)

第4条 業務用に井戸水等と水道水を併せて使用する場合は、揚水計又は流量計により計測した井戸水等の水量に水道水の使用水量を加算した水量を汚水排出量と認定する。ただし、揚水計及び流量計がない場合は、人員、業態、排水設備等の使用状況を考慮し算出した定量に水道水の使用水量を加算した水量を汚水排出量と認定する。

附 則

この要領は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。